

## 勝海舟記念館 寄附者への返礼品取扱いの変更について

勝海舟記念館では、勝海舟基金へ1万円以上の寄附を寄せていただいた大田区民以外の寄附者に返礼品として「年間パスポート」を送付している。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言やまん延防止措置による都道府県を越えた移動の自粛要請及び勝海舟記念館の臨時休館により、「年間パスポート」の有効期間中に来館できない事態となっており、寄附者に不利益が生じているため、返礼品の取り扱いを以下のとおり変更する。

### 1 取り扱い変更点

変更内容	変更前	変更後
返礼品目	年間パスポート	次の2点から選択 ・年間パスポート ・招待券 4枚
年間パスポートの有効期間	年間パスポート (有効期間： <u>寄附受領証明書発送日から</u> 1年)	年間パスポート (有効期間： <u>最初の来館日から</u> 1年)

### 2 変更予定日

令和3年10月1日

### 3 返礼について（関係要旨）

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）の制定に伴うふるさと納税指定制度に係る総務省告示（平成31年4月1日付け）を受け、令和元年6月1日以降、次のとおりの取り扱いとしている。

- （1）大田区民個人への返礼品提供は不可。  
但し、銘板掲載は返礼品に当たらないことを確認済み。
- （2）返礼品の返礼割合を寄附額の3割以下にすること。